○国土交通省令第十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十八条の三第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、自動車登録番号標交付代行者規則及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

自動車登録番号標交付代行者規則及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第一条　自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。 一～三　（略） 四　申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ・ロ　（略） ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの ニ　（略）	**第三条**　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。 一～三　（略） 四　申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ・ロ　（略） ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの ニ　（略）

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（封印取付受託者の要件） **第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる者に該当しないこと。 イ・ロ　（略） ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの ニ　（略）	（封印取付受託者の要件） **第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる者に該当しないこと。 イ・ロ　（略） ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの ニ　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。